

# 解析図化機一式貸借 ＜入札説明書＞

## 別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、福岡県が発注する解析図化機一式の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

令和7年1月7日

## 2 一般競争入札に付する事項

### (1) 調達案件名

解析図化機一式賃貸借

### (2) 賃貸借期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日までの間

### (3) 納入場所

指定場所

## 3 契約内容

別添「仕様書」のとおり

## 4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年1月30日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

### (1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

### (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

### (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

## 6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

## 7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年1月30日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、調達物品の本体価格ほか、輸送費、保険料、関税等、納入に関する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年1月31日（金曜日）開封《解析図化機一式賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年1月31日（金曜日） 午前10時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金を受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止

期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

# 入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟  
覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	納入場所	指定場所	契約履行期 限	令和12年7月31日
品名	規格	数量（単位）	備考		
解析図化機一式賃貸借		60 か月			
合計					

## 参考

- 別添「解析図化機一式賃貸借仕様書」のとおり
- 賃貸借期間及び見積価格について
  - 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60か月間）とする。
  - 搬入、設置、調整費、回収費を含んで見積もること。
  - 保守料を含んで見積もること。
  - 機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保すること。
  - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 解析図化機一式賃貸借仕様書

### 1 解析図化機の概要

解析図化機とは、交通事故事件捜査における事故解析等に必要な正確かつ精密な図面や資料を作成できるものである。モバイルマッピングシステムや三次元レーザー計測器で取得したデータから図面を作成でき、図面編集に必要な機能を搭載しているものである。

### 2 賃貸借件名及び数量

解析図化機 1式

(詳細は、別紙1「機器仕様明細表」のとおり)

### 3 賃貸借期間

自 令和 7年 8月 1日

至 令和12年 7月31日 (60ヶ月)

### 4 借入場所

福岡県警察本部交通部交通捜査課

### 5 内容

- (1) 解析図化機が別紙1「機器仕様明細表」及び別紙2「機能要件(共通)」に示す要件を満たし、常時正常に運用できる状態を保つこと。

機器の搬入、設置、試運転、性能試験、現地調整、撤去、回収については、本契約に含まれるものとし、発生した梱包材等については、受注者の責任において法令に則り処分すること。

また、機器の搬出入に際しては、建物、設備を損傷しないよう細心の注意を払い、万一損傷を生じさせた場合は、受注者の負担により原状回復すること。

- (2) 発注者に対し本件機器の操作要領、維持管理等の教養を行い、発注者が求める場合はマニュアルを作成すること。また、取扱説明書は日本語であること。

### 6 賃借料の取扱い

- (1) 機器の賃借料については、借入期間中の保守費を含む。
- (2) 機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険(天災を除く。)を付保すること。

### 7 保守

- (1) 保守の意義

本契約における保守とは、賃貸借物件とソフトウェアの正常な稼働を維持し適切な運用を図るため、障害が発生した場合には迅速に対応し、解析図化機の速やかな復旧を図るとともに、障害の再発防止、操作方法や技術的サポートなどを行う保守であること。

(2) 保守対応時間

原則として土曜日、日曜日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時までの8時間保守とすること。  
ただし、電話による受理については時間外においても可能な限り行うこと。

(3) 障害発生時等の対応

ア 発注者の指定する場合を除き、借入場所において速やかに修理すること。

借入場所において修理できないときは、発注者と協議すること。

イ 機器の交換等を行う場合、データが記録されている状態で当該物件を庁舎外に持ち出すことを禁じる。

やむを得ない事情により庁舎外に持ち出す必要がある場合は、発注者の指定するデータを事前に消去すること。

機器の修理等で内蔵の記録装置を交換する必要がある場合は、故障した記録装置を取り出して発注者に渡すこと。発注者は賃貸借期間終了後物理的破壊をして、受注者に返還することとする。

(4) 保守に関するその他の事項

ア 機器の障害対応の受付窓口を一本化すること。

イ 作業の実施は、発注者と協議の上実施すること。

ウ 作業担当責任者は、作業者及び作業過程について、必ず口頭または電話等により、その都度、発注者に報告すること。

(5) その他

詳細は、別紙3「運用保守要件」を参照すること。

8 機器返却時の措置について

契約終了時は賃貸借物件(周辺機器も含む)を撤去すること。パソコンのストレージ(HDD、SSD等)の処理については、発注者で物理的破壊等をするため取り外して発注者に渡すこと。

プリンターの内部のデータを消去すること。

9 その他

(1) 本契約終了時に受注者が賃貸した機器の撤去、回収に要するすべての経費は、受注者の負担とすること。

(2) 発注者が公判廷において製造メーカーの製品保証を求めた場合は、これに誠実に対応すること。

(3) 解析図化機のバックアップ電源は、外部電源障害時に確実に機能するように保守を行うこと。

(4) 賃貸借物件の調整や修理で機器を持ち出す際は、発注者と協議の上代替品の無償貸与等の措置をとること。

(5) 受注者は、解析図化機に関する脆弱性の情報を積極的に把握し、その対処のための所要の措置を講じること。

(6) 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点については、その都度協議を行うこと。

- (7) 本仕様書で調達する機器及びソフトウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ発注者に別紙6の「機器等リスト」を提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し代替品選定等を行うこと。

なお、別紙6の「機器等リスト」の提出期限は令和7年1月15日(水)とする。

## 機器仕様明細表

番号	名称	機器仕様、規格等		数量	備考
I	解析図化機	基本概要	既存のモバイルマッピングシステム、三次元レーザー計測器のデータを読み込み交通事故現場図、車両破損状況図などを主とする実況見分調書に添付する様々な図面の編集を目的として使用するもの		
1	図面作成ソフトウェア DSPAMS	PAMSD	バルシステム 株式会社製	1式	指定品
2	解析機本体 (モニター2台、UPS付) (タワー型)	OS	Microsoft Windows11以降	1式	同等品 以上
		CPU	Intel Core i7以上		
		メモリ	64GB以上		
		機能	文書作成、表計算、プレゼンテーション資料作成機能を有すること		
		HDD	HDD2TB以上 システム用SSD512GB以上		
		光学ドライブ	CD-R、DVD-Rにデータが書き込めること		
		グラフィックボード	NVIDIA T1000 相当以上		
		キーボード	USB、日本語キーボード		
		マウス	USB、オプティカル、2ボタン、ホイール付		
		電源	電源 AC100V 50/60Hzで動作可能		
		モニター	液晶モニター (24インチ程度) 解像度 (1920×1200ドット以上) 表示色 1650万色以上 明るさ 300cd/m <sup>2</sup> 以上 電源 AC100V 50/60Hzで動作可能 ×2台		
		バックアップ電源	無停電電源装置 980W/1500VA以上 100V以上 AC100V 50/60Hz 程度		
3	図面印刷用プリンター	【印刷解像度】1,200×1,200dpi/600×2,400dpi程度 【給紙方法】カット紙 【最大用紙サイズ】A3 【メモリ】2GB以上 【電源】100±10%, 50/60Hz±2% 程度		1式	同等品 以上

項 目	内 容
機器等要件	機器の構成上発生する問題は、発注者に提示し、対処方法を提案し、また対応すること。
	導入機器のマニュアル類は、発注者が指定する数量を搬入すること。
	導入する機器については、全て動作確認を行うこと。
	当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
	当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
	機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適応されていること。
	機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
	情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
	受託者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。
ソフトウェア要件	機器仕様明細表に記載されているソフトウェアのライセンス及びドライバ等のメディアを調達し、提供すること。又ライセンス登録が必要な場合は受注者側で行うこと。
	本契約において導入するソフトウェア間の依存、不整合に関する調整、対応を行うこと。
	受注者のセットアップ用環境において、解析機図化機に導入するソフトウェア等の動作検証を行うこと。
端末作業	本契約の機器を導入するための作業日程を発注者と協議すること。
	発注者の指定する期日までにキッティング作業を終了すること。
	発注者の指定する機器を運用するためのユーザ設定を行うこと。 ユーザーIDは、管理者と一般利用者で分割すること。 また、全てのユーザについて動作確認をすること。
	キッティング作業のための場所、展開機器の保管場所を準備し、作業を行うこと。
	現地調整作業において必要な部材を準備すること。 HUB、LANケーブル、電源延長コード等を用いた作業を行う場合があるので、詳細については確認すること。
	発注者が指定する内容通りに各端末の設定をすること。
設置	借入機器であることを明示したシールを作成し、本体に貼付すること。
	本契約に基づき、発注者の指定場所に目的物を搬入開梱（搬入時の梱包材料等は撤去すること。）し、正常に動作するよう調整すること。
	借入期間が開始するまでに設置を完了すること。
	各装置の設置は、耐震を考慮し実施すること。
その他	必要な電源、LAN等の配線敷設を行うこと。（詳細については、確認すること。）
	契約業者は、情報の管理体制について万全を講ずること。
	データ、資料等は、指定する場所以外へは持ち出さないこと。
	関連資料は、絶対に他の目的に使用しないこと。また、本契約により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

大分類	中分類	保守内容
保守対象	保守対象	本契約の調達機器で納品される機器を対象とし、装置が常時正常に運用できる状態を保つこと。
	保守時間	8時間保守：平日9：00～17：00の間とすること。
	動作確認対象	各端末装置が正常に動作できること。
	動作保証対象	災害時に発注者の災害用電源環境（発電機及び無停電電源装置）に接続して装置を使用する場合についても、動作保証を行い、万が一故障した場合においても保守を行うこと。
保守体制	保守作業管理者	保守にかかる専門技術者の中で、作業従事者を管理、監督するための専任の管理職技術者を指定すること。
	障害受付体制	障害受付窓口は、一本化し、保守時間の間、常時障害受付できる体制を整備すること。
	障害対応体制	保守時間の間、即応できる体制を整備すること。
障害対応 障害報告	障害原因の特定	ハードウェア問診、OS動作試験、設定されている各システムでの試験などを行い、障害の切分け及び障害箇所を特定すること。
	代替機・代替部品の提供	障害品の代替機・代替部品の交換により、速やかに障害を復旧させること。 障害品の代替機・代替部品を十分確保すること。
	記憶装置の障害	ハードディスク等の障害で、データ復旧が可能なときは、発注者との協議に基づきデータの復旧を行うこと。又障害のためOSの再インストールが必要になった場合は、正常に稼働するまでの必要な復旧作業を行うこと。
	障害品の調査・報告	障害を及ぼした機器については、障害を発生させた原因を調査、解析すること。 自社製造品でない場合は、製造メーカーに調査、解析を依頼すること。 調査、解析結果については、速やかに書面又は口頭で報告すること。
	他事業者との調整	障害があった場合は速やかに復旧し、業務影響を最小限にするために受注者は、ハードウェア製品提供者とのサポート契約をリース期間に合わせて締結する等、発注者に万全の対応を提供すること。もし、リース期間中のサポート契約が締結出来ない場合は発注者と協議すること。
	機器の障害時の費用について	賃貸借期間中、受注者は賃貸借物件の故障等が生じた時は修理するものとするが、修理費用が保守業務の範囲を超える場合には発注者と受注者でその費用負担について協議した上で実施することとする。
保守点検	解析図化機点検について	賃貸借契約期間中、別紙4「解析図化機点検項目」に従い解析図化機を点検をすること。（年2回） 又点検後は別紙5「解析図化機点検表」を提出すること。 もし点検の結果、修理を要する必要がある場合は速やかに修理すること。
各種セキュリティ	各種情報の庁舎外持出し禁止	機器の修理等を行う場合、データが記録されている状態で当該物件を庁舎外に持ち出すことを禁ずる。 やむを得ない事情により庁舎外に持ち出す必要がある場合は、発注者の指定するデータを事前に消去すること。 機器の修理等で内蔵の記録装置を交換する必要がある場合は、故障した記録装置を取り外して発注者に渡すこと。発注者は賃貸借契約終了後物理的破壊をして、受注者に返還することとする。

## 解 析 図 化 機 点 検 項 目

## ハードウェア部

制 御 装 置	外 観	汚れ、キズ等の目視確認、清掃
	デ ィ ス ク	読み込み、書き込みが正常であることを確認
	モ ニ タ ー	異常な表示がないかを確認
	各 種 ケ ー ブ ル	緩み、外れ、欠損等の確認
	動 作	マウス、キーボード等の入力機器の動作確認、データの移行が正常にできるかを確認
	出 力 装 置	出力精度補正 出力は正常であるかを確認
	グラフィックボード	各種設定、機能に問題はないかを確認

## ソフトウェア部

デ ィ ス ク	正常かどうか確認 ,不具合ある場合は修復
ド ラ イ バ	必要なドライバが正常かを確認 不具合がある場合は修正
制 御	グラフィックボード、通信ボードの制御は行えるかを確認
動 作	一連の動作を行うことに支障は無いかを確認
O S	正常に動作できるか確認
バ ー ジ ョ ン	最新バージョンのアプリケーションを使用しているか否かを確認 必要に応じてバージョンアップを行う

## 解 析 図 化 機 点 検 表

点検場所

福岡県警察本部  
交通捜査課

点検者

印

点検日 令和 年 月 日

## ハードウェア部

修理点検項目	判定	修理内容	備考
制 御 装 置	外 観	合・否	
	デ ィ ス ク	合・否	
	モ ニ タ ー	合・否	
	各 種 ケ ー ブ ル	合・否	
	動 作	合・否	
	出 力 装 置	合・否	
	グラフィックボード	合・否	

## ソフトウェア部

修理点検項目	判定	修理内容	備考
デ ィ ス ク	合・否		
ド ラ イ バ	合・否		
制 御	合・否		
動 作	合・否		
0 S	合・否		
バ ー ジ ョ ン	合・否		

検 収 者

印



# 質 問 受 付 実 施 要 領

## 1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

### (1) 受付期間及び提出先

令和7年1月7日（火曜日）から令和7年1月20日（月曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

### (2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X又はメールで提出すること。  
提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2244）

担当：吉田

## 2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年1月27日（月曜日）までに県警ホームページに掲載する。

## 3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿  
(警察本部会計課出納係)

住 所  
法 人 名  
代 表 者 氏 名

# 質 問 書

(解析図化機一式賃貸借)

番 号	質 問 事 項

担当者 担当部署  
担当者名  
連絡先 電 話 : ( ) -  
F A X : ( ) -

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205  
メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(吉田) 092-641-4141(内線2244)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書 (見積書) (請書)

¥

履行期限	令和12年7月31日		納入場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
解析図化機一式賃貸借	仕様書のとおり	60か月			
合 計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。  
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
  - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
  - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
  - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
  - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
  - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書(見積書) (請書)

¥ ○○○○○

履行期限	令和12年7月31日		納入場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
解析図化機一式賃貸借	仕様書のとおり	60か月	1か月の賃借料 (税抜金額)	60か月の賃借料 (税抜金額)	
合計	3か所同じ金額			○○○○○	

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住所 福岡市博多区○○○丁目○-○  
株式会社○○○○○

氏名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)
- 3 私の責任において契約を解除されたとき、10の金額を納入します。  
なお、この場合、別途損害賠償の請求
- 4 私の責任において履行期限までに履行して遅延日数に応じ1年につき、未納部分
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
  - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

代表取締役 ○○ ○○

又は

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

# 委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

解析図化機一式賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（記載例）

**委 任 状**

提出日を記載

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)  
住 所 福岡市博多区〇〇一丁目 1-1  
会社名 株式会社□□□□  
氏 名 代表取締役 △△ △△

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名 ●●●● 同じ

(委任事項)  
解析図化機一式賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)  
令和 年 月 日～令和 年 月 日

提出日～開札日を記載

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

## 解析図化機一式賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、解析図化機一式賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表1「賃貸借物件一覧表」に掲げる物件（以下「装置」という。）を賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 この契約により賃貸借する期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

（設置場所）

第3条 装置の設置場所は、福岡県警察本部交通捜査課とする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料（保守料を含む。）の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料の支払及び支払金額は、別表2のとおりとする。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合、賃貸借料の支払は前項の定めにかかわらず日割計算とし、算出の基礎は次式に基づくものとする。

$$\text{月額賃貸借料} \div \text{当月の暦日数} \times \text{当月使用可能日数（土・日曜及び祝日を含む。）} = \text{当月の賃貸借料}$$
  
賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

3 受注者は、第1項の対象期間経過後、賃貸料の支払を発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に賃借料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 この契約に伴う受注者の契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条により減免できるほかこれを徴する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る賃貸の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る賃貸の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(装置の設置場所の移転)

第8条 発注者は、装置を第3条の設置場所から移転する必要があるときは、文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第9条 受注者は、装置に受注者の所有である旨の表示をする。

(装置の保守)

第10条 受注者は、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。

2 発注者は、装置に故障が生じたとき、又は装置の保守を必要と認めるときは、受注者にその旨を通知しなければならない。

3 受注者は、発注者から前項の通知を受けたときは、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(装置の損害保険)

第11条 受注者は、装置の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保するものとし、装置の盗難等の事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知しなければならない。

(管理義務)

第12条 発注者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用し管理しなければならない。

2 発注者は、自己の故意若しくは重大な過失によって装置に修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費を負担する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第13条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であつて、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、賃貸すべき期日を過ぎても賃貸しないとき。

(2) 履行期限までに賃貸が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に賃貸が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第10条第3項の回復がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、貸貸を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受注者の貸貸が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約の貸貸の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 貸貸の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第7条第1項の規定に違反して貸貸借料債権を譲渡したとき。
- (9) 第7条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該貸貸の履行以外に使用したとき。
- (10) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法

第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第16条 前二条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

2 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(賠償の予定)

第16条の2 受注者は、第15条第3項の規定により発注者が契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織

の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。  
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第14条、第15条及び前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第14条、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第21条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(賃貸借物件の回収)

第24条 この契約が終了し、又は解除された場合、受注者は装置を速やかに回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

(遅滞損害金)

第25条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受注者は遅延日数に応じ、賃貸借料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第27条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法律及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議をして定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住所（事務所の所在地）

氏名（会社名及び代表）

## 賃貸借物件一覧表

解析図化システム

1式

	品名	規格	数量	保守対象
1	図面作成ソフトウェア DSPAMS	PAMSD	1式	○
2	解析図化機本体 (モニター2台、UPS付)	DELL デスクトップ	1式	○
3	図面印刷用プリンター	株式会社リコー製 P C6010	1式	○

## (1) 令和7年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 8～9月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
第2回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 10～3月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

## (3) 令和8年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 4～9月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
第2回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 10～3月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

## (4) 令和9年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 4～9月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
第2回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 10～3月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

## (5) 令和10年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 4～9月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
第2回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 10～3月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

## (6) 令和11年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 4～9月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
第2回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 10～3月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

## (6) 令和12年度の支払金額

回数	支払金額	備考
第1回	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	対象期間 4～7月 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	

月額賃貸借料

円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額

円)

## 別記

### 保有個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

#### (秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者への研修)

第4 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

#### (再委託の禁止)

第5 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第7 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第8 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第9 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(運搬)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 解析図化機一式賃貸借契約書第17条(以下「暴力団排除条項」という。)  
第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

## 暴力団排除条項第1項各号の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜解析図化機一式賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

## 【入札書作成時の注意事項】

### 1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

**開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。**

### 2 入札金額

#### ○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜き**の金額です。

※ 契約金額は、**消費税込み**の金額となります。

## 入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静粛に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。  
このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての  
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
  - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
  - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。  
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか  
事前に確認をさせていただきたいと思っておりますので、**入札書提出の前日**までに、  
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

**別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。**

連絡先 福岡県警察本部会計課  
出納係 吉田  
TEL 092-641-4141(内線 2244)

# 入札保証金及び契約保証金について

1

## 入札保証金

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

### (1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

### (2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。  
※

（例）入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。  
※

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95 \text{円}}}$$

### (3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

### (4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。  
ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。

落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

## 2 入札保証金の納付が免除される場合

### (1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。  
※

#### ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

(例) 入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。  
※

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95 \text{円}}}$$

#### イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から  
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○○貸貸借

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

#### エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

## (2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

### ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、賃貸借契約とする。

### イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。  
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (見積金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{円}}}$$

### ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

### エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

### オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

### カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

## 落札業者について

3

### 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

#### (1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「契約保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

#### (2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

(例) 入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{円}}}$$

#### (3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

## 4 契約保証金の納付が免除される場合

### (1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。  
※

#### ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{円}}}$$

### (2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

#### ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、賃貸借契約とする。

#### イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。  
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る契約金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書										No.		
福岡県知事（財務担当所長） 殿												
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、.....												
上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）												
年 月 日												
住所.....												
氏名.....												
（記名押印又は署名） 記												
証券の銘柄	記号番号			額 面	枚 数		附 属 利 札					
入 札 保 証 金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係 員					課長	係 員				出納員	
入札保証金を 保管した		年 月 日			出納員		入札保証金を 払戻されたい		年 月 日			課長
摘要												

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

	No.																																	
<h2 style="margin: 0;">保 管 証 書</h2> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額 (額 面)</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table> <p style="margin: 10px 0;">ただし.....</p> <p style="margin: 10px 0;">(有価証券は下記内訳のとおり)</p> <p style="margin: 10px 0;">住所.....</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名.....殿</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">証 券 の 銘 柄</th> <th style="width: 20%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 20%;">額 面</th> <th style="width: 20%;">枚 数</th> <th style="width: 20%;">附 属 利 札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin: 20px 0; text-align: center;">上記のとおり保管しました。</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">福岡県</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">出納員.....</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="margin: 0;">職印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0;"></div> </div>		金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札															
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札																														

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

収 入 印 紙	<h1>領 収 書</h1> <p>保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住所.....</p> <p>氏名 ..... (記名押印又は署名)</p>
------------	--

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		



## 契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

※契約金額(見積金額×110/100)  
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

### 契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号  
証明者名 AA市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を  
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)  
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

### 契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	〇〇〇賃貸借	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号  
証明者名 BB市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を  
委任された者の氏名及び押印